東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部フードサイエンス棟
中島董一郎記念ホールの使用に関する規則

平成22年11月25日 制定

改正　平成26年 3月20日、令和2年1月16日
令和3年3月25日、令和6年3月26日

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部フードサイエンス棟中島董一郎記念ホール（以下「中島ホール」という。）の使用について、必要な事項を定める。

（使用の範囲）

第２条　中島ホールは、次の用途に使用することができる。

(1)　東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部（以下「研究科」という。）が主催する学術会議及び講演会等の行事

(2)　研究科の教授又は准教授が主催する学術会議及び講演会等の行事並びに講義

(3)　研究科の教授又は准教授が関係する学術会議、講演会及びその他公益を目的とする行事

(4)　研究科の教職員が研修等の目的で使用する会合

(5)　前各号に定めるもののほか、研究科長が特に必要と認めたとき。

（使用者の範囲）

第２条 中島ホールを使用することができる者は、原則として研究科の教職員、旧教職員、学生及び前条第５号により研究科長が特に必要と認めた者並びに中島ホールで開催される行事に参加する者とする。

（使用申込み）

第４条　中島ホールの使用を希望する者は、所定の手続きを行い、研究科長にその許可を得なければならない。

２　中島ホールの申込みは、次の区分に従い所定の日以降受け付けるものとする。

(1)　第２条第１号及び第５号の行事 随時

(2)　第２条第２号及び第３号の行事 開催予定日の１年前

(3)　第２条第４号の行事 開催予定日の６か月前

（使用の許可）

第５条　適切な使用申込があったときは、遅滞なく使用許可を与えるものとする。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、研究科長がこれを調整するものとする。

(1)　研究科の公式行事が予定されている場合

(2)　会合の目的等について問題がある場合

(3)　同一日時の使用申込みが重複した場合

（使用許可の取消）

第６条　研究科長は、次の各号の一つに該当するときは、既に許可された使用許可を取り消すことができる。

(1)　研究科において管理上の事由が生じたとき。

(2)　使用申込みに記載された事項が事実と反するとき。

(3)　使用料を振り込まないとき。

（使用料等）

第７条　使用者は、別表に定める施設使用料等を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1)　研究科の教授会、委員会

(2)　研究科の講義

(3)　研究科の卒業式等行事

(4)　研究科長が適当と認めたもの

（使用料等の納付）

第８条　使用料は、原則として使用前に納付するものとする。

２　使用時間を超過した場合は、別に超過時間分を徴収する。

３　既納の施設使用料は返還しない。ただし、第６条第１号により使用許可を取り消された場合及び天災、事変その他不可抗力により使用不能になった場合は返還するものとする。

（紹介者の責任）

第９条　紹介者は、その紹介行事により中島ホール使用中に生じた事項について責任を負うものとする。

（原状回復）

第１０条 使用中に建物、備品等を毀損又は滅失したときは、使用の許可を受けた者が原状に復さなければならない。ただし、原状回復が困難と認められる場合には、その損害を賠償しなければならない。

（管理のための出入り）

第１１条　管理上必要があるときは、職員は使用中であっても随時立ち入ることができる。

（事務）

第１２条　中島ホールに関する事務は、事務部総務課において行う。

（補則）

第１３条　この規則に定めるもののほか、中島ホールの使用に関し必要な事項は、専攻長・附属施設長会議の議を経て別に定める。

附　則

この規則は、平成２２年１１月２５日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年１月１６日から施行し、改正後の使用料は、令和２年４月１日から適用する。ただし、施行日以前に使用を許可された場合は、改正前の使用料を適用する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行し、改正後の使用料は、令和７年４月１日から適用する。

別表（第７条関係）

１　使用料（1時間当たり）

室名＼使用料金	学　外	学　内※
中島ホール	１３，１００円	８，１００円

※ 学内他部局長が主催する行事。

※ 使用料には光熱水料、清掃費、ネットワーク等の維持管理経費を含む。

２　使用料徴収の取扱い

施設使用料の計算は時間単位で行うものとし、１時間未満の場合は１時間とする。